

**次期本庄市総合振興計画の
策定について**

本 庄 市

本庄市総合振興計画審議会について

1 総合振興計画審議会とは

現在、本庄市では、平成30年度からのまちづくりの指針となる「次期総合振興計画」の策定を進めています。

本庄市総合振興計画審議会は、本庄市総合振興計画審議会条例に基づいて設置される組織で、市議会議員4名以内、識見を有する者11名以内、公募による市民5名以内の総勢20名以内の皆様によって構成され、審議会では、市長からの諮問により、総合振興計画のうち、基本構想、基本計画を素案の段階から調査・審議し、答申していただくこととなっています。

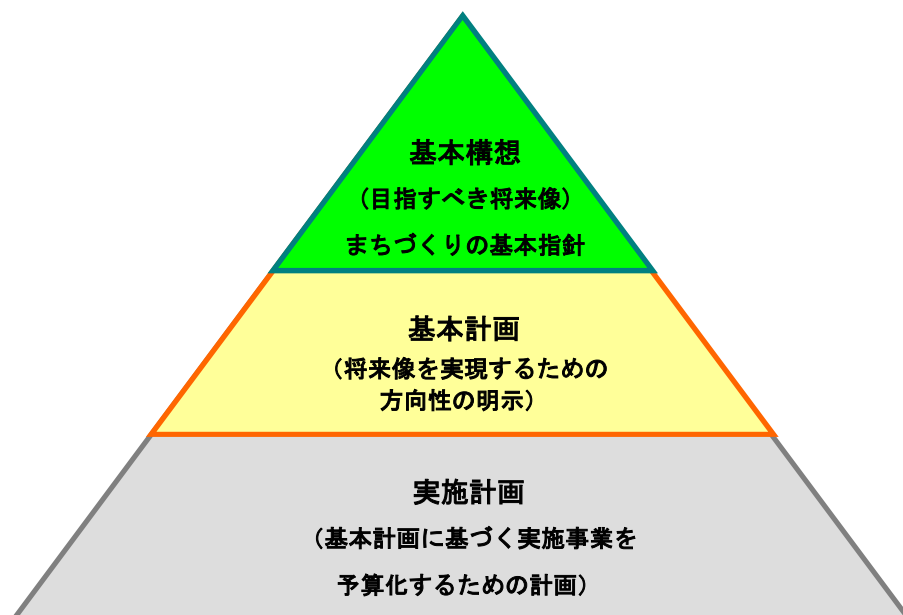
2 総合振興計画とは

総合振興計画とは、わたしたちのまちの将来像と、それを指すための基本的な施策を表したもので、市にとって、もっとも重要な計画といえます。

本庄市の総合振興計画は、将来の目指すべき将来像を示す「基本構想」、そのために必要な各施策分野の方向性を示す「前期・後期基本計画」、各分野の施策を具体化した「実施計画」の3層で構成されています。

地方分権改革の推進に伴う地方自治法の改正により、基本構想の策定義務が廃止されましたが、引き続き、本市のまちづくりの基本指針となる基本構想について、市議会の議決を経て策定します。

図：総合振興計画のイメージ



次期本庄市総合振興計画の策定について

1. 策定の趣旨

本市は本庄市総合振興計画を策定し、将来像である「あなたが活かす、みんなで育む、安全と安心のまち 本庄 ～世のため、後のため～」の実現に向け施策や事業の展開を図っています。総合振興計画の期間終了を平成29年度に控え、新たに長期的な視点から総合的かつ計画的にまちづくりを進めるため、平成30年度を初年度とする総合振興計画を策定します。地方分権改革の推進に伴う地方自治法の改正により、基本構想の策定義務が廃止されましたが、引き続き、総合振興計画を市の関連する計画の最上位計画と位置づけ、本市のまちづくりの基本指針となる基本構想について、市議会の議決を経て策定します。

2. 基本的な考え方

(1) 現総合振興計画を引き継ぐ計画

次期総合振興計画は、まちづくりの基本理念と将来像を実現するため、現計画と同様に政策の大綱に基づいた計画とします。現計画の実現の度合いや本市を取り巻く社会情勢の変化、計画期間の将来予測を踏まえ、市民が求める市の将来像を表現化します。

(2) わかりやすい計画

次期総合振興計画は、行政と市民、企業が目標を共有し、ともにまちづくりを進めるための考え方や方針を、市民の視点に立ち、簡潔に分かりやすく示した計画を目指します。

(3) 効果的な市民参画

総合振興計画の策定に当たっては、市民の声を広く反映できるよう、効果的な市民参画手法を取り入れます。計画の策定後も、その内容を市民と共有するため市民が求める尺度を成果指標（目標値）とするよう努めます。

3. 計画の構成

総合振興計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成します。

(1) 基本構想

基本構想は本市が実現すべきまちづくりの姿「将来像」と、まちづくりの基本的な考え方「基本理念」を示すとともに、将来像実現に向けた政策の大綱を定め、基本計画の指針となるものです。

計画期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。

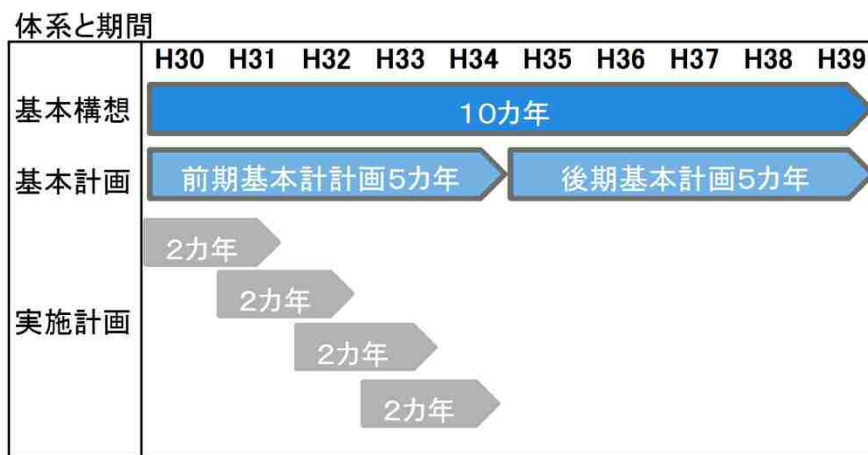
(2) 基本計画

基本計画は、基本構想における政策の大綱に基づいて施策を体系的に定めるとともに、成果指標と目標値を具体的に明示し、行政評価と連動した成果主義の基本計画とします。

計画期間は前期基本計画を平成30年度から平成34年度までの5カ年とし、後期基本計画を平成35年度から平成39年度までの5カ年とします。

(3) 実施計画

基本構想の実現に向け、基本計画で示す各施策を予算化し、具体的な事業を実施するための事業計画として策定します。実施計画は、社会環境の変化や財政状況に柔軟に対応するためローリング方式により、毎年調整を行います。



4. 策定体制

(1) 庁内組織体制

①策定委員会

構成員	市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、市民生活部長、福祉部長、保健部長、経済環境部長、都市整備部長、児玉総合支所長、教育委員会事務局長、議会事務局長、上下水道部長、都市整備部次長、秘書広報課長、財政課長
役割	専門部会が作成及び調整した事項について審議し決定をします。 総合振興計画審議会に提出する素案の取りまとめを行います。

※策定委員会は、専門部会を横断した政策課題別チームを設置することができる。

②専門部会

構成員	部局長、次長、課室長、職員
役割	基本計画の分野ごとに基本構想案・基本計画案の作成及び調整をし「策定委員会」へ諮ります。
部会	健康福祉部会、市民生活部会、教育文化部会、経済環境部会、都市基盤部会、行政経営部会

(2) 庁外組織体制

①本庄市総合振興計画審議会

構成員	市議会議員 4人以内 識見を有するもの 11人以内 公募による市民 5人以内
役割	市長の諮問に応じ、本庄市総合振興計画の策定に関する事項について素案の段階から調査及び審議を行ないます。(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に基づく審議会)

(3) 市民参画

計画策定にあたっては、多くの市民の参加機会を設け、幅広い市民の意見や提案を反映させた計画とします。

- ①市民アンケートの実施
- ②市民ワークショップの開催
- ③総合振興計画審議委員の公募
- ④パブリックコメントの実施
- ⑤広報紙・ホームページなどによる情報の提供

(4) 議会

- ①総合振興計画審議会委員(4人)
- ②素案について、全員協議会での説明
- ③基本構想案の審議、議決

5. 策定スケジュール

平成28年度、平成29年度の2カ年で策定します。

(1) 平成28年度

市民アンケート、市民ワークショップにより市民の意見や提案を把握するとともに、現計画の評価及び総括を行い、基本構想の素案、基本計画の骨子案を作成し

ます。

平成28年	7月～	基礎調査の開始
平成28年	9月	市民アンケート実施
	10月	市民アンケート集計・分析
平成28年	10月～	現総合振興計画の評価・検証
平成28年	10月	市民ワークショップ
平成28年	10月	職員アンケートの実施
平成28年	10月	総合振興計画審議会委員の市民公募
平成29年	1月	基本構想素案の検討
平成29年	1月～	総合振興計画審議会の開催
平成29年	2月	基本計画骨子案の検討

(2) 平成29年度

基本構想の素案を基に基本計画案を作成し、総合振興計画審議会の答申、基本構想の議決を経て総合振興計画を策定します。

平成29年	4月～	基本計画各分野計画案の検討
平成29年	8月	市議会全員協議会での説明
平成29年	9月	パブリックコメント
平成29年	10月	総合振興計画審議会答申
平成29年	11月	基本構想案、基本計画案の確定
平成29年	12月	基本構想案の議決